

放置車両確認事務の民間委託に伴う

法人登録のお知らせ

(平成31年度の入札を希望する法人は、平成30年中に申請をしてください。)

1 民間委託について

- (1) 警察署長は、放置車両の確認と標章の取付けに関する事務を公安委員会の登録を受けた法人に委託することができます。
- (2) 警察署長の委託を受けた法人は、駐車監視員を用いて確認事務を行います。
- (3) 警察署長の委託を受けた法人の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用に関して法令により公務に従事する職員とみなします。

2 確認事務とは

放置車両の確認等を行うために地域を巡回することのほか、巡回に係る報告の書類を作成することなどを含めた総合的なものが確認事務です。

3 公安委員会の登録

下記の欠格事由に該当せず、かつ適合要件のすべてを満たした場合、公安委員会の登録を受けることができます。

- (1) 欠格事由
役員のうちに、
 - 暴力団関係者
 - アルコール・覚せい剤等の中毒者
 - 一定の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者等に該当する者のある法人。
- (2) 適合要件
 - 確認事務を処理するため必要となる車両、携帯電話、地図、写真機及びコンピュータを用意できること。
 - 登録申請時に、当該法人が2名以上の駐車監視員資格者証保有者を現に確保していること。
 - 三重県内に事務所を有するものであること。

4 注意事項

委託契約の入札に参加するためには、公安委員会への登録を受けていることが条件の一つになります。

登録は必ず入札の参加を約束するものではありません。(別に入札参加資格等があります。)

5 手数料

登録の申請に対する審査手数料として23,000円が必要です。

(三重県収入証紙23,000円分を収入証紙納付書に貼り付けてください。)

6 登録申請方法

三重県警察本部交通部交通指導課又は県下の各警察署で申請書等を受領し、下記の交通部交通指導課放置駐車対策係に必要な書類を持参して申請してください。ただし、三重県収入証紙については、三重県警察本部では販売していないため、事前に証紙売りさばき所で購入してください。

7 登録申請の必要書類

- (1) 登録申請書(様式第1号)
- (2) 定款若しくは寄附行為
- (3) 登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- (4) 役員の氏名及び住所を記載した名簿(様式第2号)
- (5) 役員に係る次に掲げる書類
 - ア 戸籍の謄本若しくは抄本又は外国人登録原票の写し(役員が、外国人登録法による登録を受けている場合に限る。)
 - イ 成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書
 - ウ 道路交通法第51条の8第3項第2号ホ及び同号へに掲げる者(アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者及び心身の障害により確認事務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定める者)に該当しない旨の医師の診断書
- (6) 道路交通法第51条の8第3項各号に掲げる法人のいずれにも該当しないことを誓約する誓約書(様式第3号)
- (7) 道路交通法第51条の8第4項各号の要件の全てに適合することを説明した書類
 - ア 事務機器等保有に関する誓約書(様式第4号)
 - イ 駐車監視員資格者証の写し(2名以上)
 - ウ 三重県下に事務所を有することを説明する資料(申請法人の所有権、賃貸借権等の使用権限を証する登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し等)

8 受付時間及び場所

- (1) 時間
平日(土曜、日曜、祝日、年末年始を除いた日)
午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 場所
三重県津市栄町1丁目100番地
三重県警察本部1階通告センター内 交通部交通指導課放置駐車対策係
※ お問い合わせ先 ☎ (059) 222-0110 (内線5144)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※登録年月日	年 月 日
※登録番号	

登 録 申 請 書
登録更新

第 2 項 の 規 定 に よ り 登 録 の
第 7 項 において準用する同条第 2 項の規定により登録の更新
道路交通法第 5 1 条の 8
申請をします。

年 月 日

三重県公安委員会 殿

(主たる事務所の所在地)
(名 称)
(代表者の氏名)

印

(ふりがな) 法人の名称	
主たる事務所の所在地	電話 () -
法人の種類	1 株式会社 2 財団法人 3 社団法人 4 その他 ()
(ふりがな) 代表者氏名	

(登録更新申請の場合のみ記載)

登録通知書に記載されている登録年月日	年 月 日	登録
登録通知書に記載されている登録番号	第	号

※ 添 付 書 類	[法人関係]	[各役員関係]
	<input type="checkbox"/> 定款等	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本
	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書
	<input type="checkbox"/> 役員の名簿及び住所を記載した名簿	<input type="checkbox"/> 診断書
	<input type="checkbox"/> 欠格事由に該当しない旨の誓約書	
	<input type="checkbox"/> 資機材を保有する旨の誓約書	
	<input type="checkbox"/> 駐車監視員資格者証の写し(2名以上)	
<input type="checkbox"/> 事務所に係る資料		

備考 1 ※印欄には記載しないこと。
申請者は、記名し、及び押印することに代えて、署名することができる。

様式第 2 号

役員名簿					
	(ふりがな) 法人名称		所在地		
役員	番号	役職名	氏名	生年 月 日 年 月 日	住所
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	13				
	14				
	15				
	16				
	17				
	18				
	19				
20					

備考 1 番号 1 の欄には代表者について記載すること。
 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載のうえ、これを添付すること。

(規格 A 4)

誓 約 書

当法人は、道路交通法第51条の8第3項各号に掲げる次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 道路交通法第51条の10の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人
- 2 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人
 - (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - (3) 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
 - (5) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
 - (6) 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

三重県公安委員会 様

年 月 日

(主たる事業所の所在地)

(名 称)

(代表者の氏名)

印

誓約書

当法人は、車両、携帯電話用装置その他の無線通話装置、地図、写真機及び電子計算機を用いて確認事務を行うものであることを誓約します。

三重県公安委員会 様

年 月 日

(主たる事業所の所在地)

(名 称)

(代表者の氏名)

⑩

収 入 証 紙 納 付 書

申請等の年月日	平成 年 月 日		
使用料等の名称	登録審査申請手数料		
使用料等の金額	(単価×通数) 23,000 円	納付年月日	平成 年 月 日
収入証紙はり付欄			
納 入 者	住 所		
	氏 名		

(規格 A 4)

- 備考
- 1 収入証紙は、納入者において消印しないこと。
 - 2 1 件ごとに別紙とすること。
 - 3 収入証紙は、高額証紙を使用し、枚数をなるべく少なくすること。
 - 4 規格は、特に必要があるときは出納局で出納を担当する室の室長の承認を得て変更することができる。

診 断 書

住 所

氏 名

上記の者は、

- 1 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤
の中毒者に該当しない旨
- 2 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに
当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に
行うことができない者に該当しないことが明らか
である旨

を診断します。

年 月 日

病院所在地

病 院 名

医 師

⑩